

**女性活躍推進法等に基づく
上郡町特定事業主行動計画**

令和5年 12 月

計画 上郡町特定事業主兵庫県赤穂郡上郡町

上郡町特定事業主行動計画

上郡町特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条に基づき、上郡町長、上郡町議会議長及び上郡町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 目的

本計画は、女性活躍推進法第7条第1項及び次世代法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職場及び家庭において子育ての意義についての理解が深められ、仕事も家庭も大切にしながら働くことのできる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、以って男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化社会の進展、その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図るため、職員の要望に即した女性職員の活躍及び次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とする。

なお、本計画は、平成28年3月に計画を策定したところであるが、令和2年3月をもって計画期間が終了することから、引き続き女性職員の活躍と次世代育成支援を効果的に取り組むため後期計画として策定する。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

なお、次世代法については、令和7年3月31日までの時限立法ではあるが、引き続き次世代育成支援への取り組みが必要なため、上記期間まで取り組むものとする。

3. 計画推進体制

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍及び次世代育成支援対策を推進するため、上郡町女性活躍推進等委員会において、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行い、必要に応じ本計画の見直しを行うものとする。

4. 具体的な内容

女性活躍推進法第15条第3項、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条及び次世代法第19条第2項に基づき、町長部局、町議会事務局及び町教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍等に関する状況について分析した結果、引き続き前期計画で掲げた次の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 職員の勤務環境に関する事項

① 休暇取得の促進

目標：令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、令和元年度の実績（24.5%）より1割以上引き上げ、35%以上にする。

<取組内容>

- ・ 毎年、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ・ 国民の祝日や夏季休暇とあわせた連続休暇の取得推進を図る。
- ・ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。
- ・ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

② 仕事と家庭の両立

目標：・ 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を70%以上にする。
・ 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の1週間以上の育児休業の取得割合を85%にする。

<取組内容>

- ・ 各種両立支援制度に関する情報をハンドブックにまとめ、職員へ周知するとともに、電子図書で常時閲覧できる状態にする。
- ・ 組織として、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。

(2) 女性活躍推進法に関するもの

①女性職員の登用推進

目標：令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和元年度の実績（20％）より10％以上引き上げ、30％以上にする。

<取組内容>

- ・女性職員の能力開発や意識向上を図るとともに、キャリア形成を意識した人員配置に努め、管理職ポストに女性職員を登用するよう努める。
- ・人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の登用を推進するとともに、男女間で偏りが無いよう配慮する。

(3) その他の次世代育成支援対策に関する事項

①子育てバリアフリー

<取組内容>

- ・施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて行う。
- ・子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。
- ・外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。

②子ども・子育てに関する地域貢献活動

<取組内容>

ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
- ・公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ・子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(以上)

